

◎新潟県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の真野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 8月17日

新潟県佐度地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市真野366番地 1 三浦 順一郎

退任年月日 平成30年 7月26日